

Q1-8: 台湾子会社が中国に投資する場合、子会社の投資金額と子会社規模によって政府機関の認可取得要件が異なるようですが説明をお願いします。

中国投資においては、以下のような投資額の制限が定められています。

対象	投資限度額
個人	毎年US\$500万
払込資本金NT\$8,000万以下の企業	① NT\$8,000万、あるいは ② 純資産あるいは連結純資産の60% ①、②のうち、いずれか大きい方
払込資本金NT\$8,000万超の企業	純資産あるいは連結純資産の60%のうち、いずれか大きい方
經濟部工業局に認可された運営本部および多国籍企業の台湾子会社(注)	制限なし

注: 多国籍企業とは以下の条件を全て満たしている経済実体がある企業

- ① 前1年間の全世界での売上がUS\$1億以上です。
- ② 2ヶ国以上に子会社もしくは支店を持っています。
- ③ 親会社もしくは本店にて意思決定および統括を行っている実態があります。
- ④ 生産・経営行為が複数国にまたがっています。
- ⑤ 親会社または本店が台湾外であり、子会社または支店が台湾にあります。

また、經濟部投資審議委員会に中国投資許可を申請するとき、投資金額によりそれぞれ事後申告・簡易審査あるいは専案審査の方式で行われます。

1. 事後申告

投資者の一つの案件で累計投資金額がUS\$100万以下の場合、下記の2.簡易審査による事前審査をうけるか、もしくは投資実行後6ヶ月以内に事後的に以下の書類を届け出なくてはなりません。

- ① 投資実行証明書類コピー。
- ② 投資事業設立登記証明書類あるいは営業ライセンスのコピー。
- ③ 投資事業の株主名簿あるいは持株証明書類のコピー。
- ④ その他管轄官庁提出を要求した書類。

2. 簡易審査

投資者の一つの案件で累計投資金額が下記規定のいずれかに符合する場合:

- ① US\$5,000万以下。
- ② US\$5,000万を超えても、専案審査案件に属さない場合。ただし、特殊案件の場合、管轄官庁は經濟部投資審議委員会の会議に審査を求めたり、あるいは専案審査に移行させることがあります。

3. 専案審査

中国投資事業の一つの案件につき累計投資金額がUS\$5,000万を超える場合、管轄官庁は書面で関係機関の意見を求めてから、經濟部投資審議委員会の委員会会議審査に付すこととなります。審査項目は以下のとおりです。

- ① 事業経営上の要素:国内相対投資状況、グローバル戦略、国内経営状況改変およびその他関係要素。
- ② 財務状況:負債残高、負債比例、財務安定性、そのグループ企業の財務関連性およびその他関係要素。
- ③ 技術移転および設備輸出状況:国内業者の核心競争力への影響、研究開発戦略、他業者の知的財産権への侵害状況およびその他関係要素。
- ④ 資金取得および運用状況:資金来源多元化、資金の海外送金計画、中国投資資金の還流状況およびその他関係要素。
- ⑤ 労働者事項:就業への影響、労働者に対する法律義務の履行状況およびその他関係要素。
- ⑥ 安全および戦略事項:国家安全への可能な影響、経済発展戦略の考慮、兩岸関係およびその他関係要素。

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や普華商務法律事務所(PwC Legal)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。